

誘引(卑わいでない)・客待ち(第5項～第8項関係)



下記の地域における誘引(卑わいでない)、客引き等のために相手を待つ行為が禁止されます。

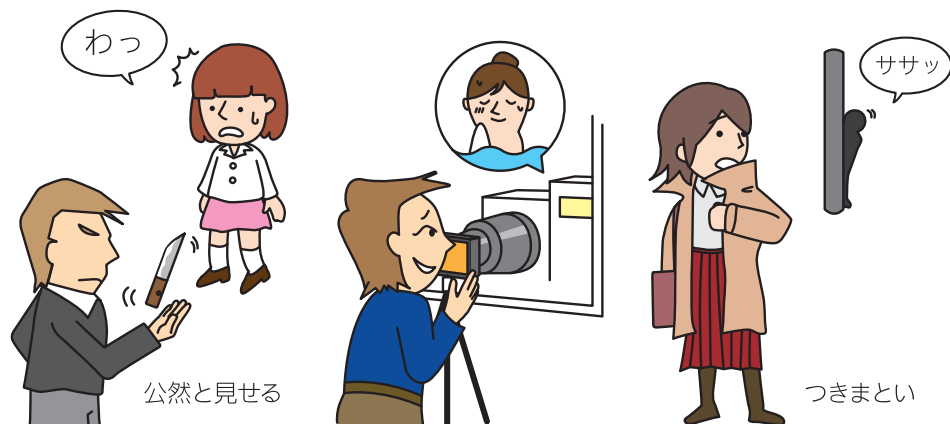
誘引(卑わいでない):

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 客                    | 従業員                  |
| ・接待飲食店<br>(卑わいでないもの) | ・接待飲食店<br>(卑わいでないもの) |
| ・深夜におけるマッサージ         |                      |
| ・風俗案内所               |                      |

※客待ち等が禁止される地域

市区名	地域
三島市	一番町
沼津市	大手町一丁目、大手町三丁目、大手町五丁目、新宿町及び高島町
静岡市葵区	黒金町、紺屋町、呉服町二丁目、昭和町、鷹匠一丁目、伝馬町、常磐町一丁目、御幸町及び両替町二丁目
掛川市	駅前、紺屋町及び肴町
浜松市中区	旭町、板屋町、海老塚町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町

その他新たに禁止される行為



凶器の公然携帯  
(第2条関係)

住居等の盗撮  
(第3条関係)

反復したつきまとい等  
(第4条関係)

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が改正され、「静岡県迷惑行為等防止条例」となります。  
(平成25年10月1日施行)



客引き・勧誘・誘引・客待ち行為が禁止されます!!

今回の改正で、凶器の公然携帯、通常衣服を着けない場所における盗撮行為、反復したつきまとい行為等も禁止されることとなります。

静岡県警察本部

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>